

八幡市災害時要援護者支援対策事業について (ご案内)

本事業は、災害発生時にひとりで避難することが難しい人(要援護者)が安全な場所までの逃げ遅れや避難できないことを防ぐため、「共助」の観点から地域にお住まいの方々に要援護者の避難の手助けなどをする人(避難支援者)となっていただき、地域全体で要援護者の支援活動に取り組むことを目的としています。

この取り組みは、支援が必要な人に、誰が支援して、どこへ避難してもらうかなどをあらかじめ決めた個別避難計画(災害時要援護者台帳)を市が作成し、地域等に共有することで地域の防災力の向上につなげるとともに、要援護者ご自身にもできる限りの災害への備えを促し、個人の防災力の向上につなげるものです。

◆登録の対象者は

登録の対象者は、災害発生時に情報の収集や安全な場所への避難が難しく、家族以外の第三者の支援が必要であると思われる次のような人です。

なお、施設や病院に入所、入院されている人は対象になりません。

(1)障がい者等で日常的に支援を必要とする人

- ・身体障害者手帳の1級または2級を持っている在宅の人
- ・精神障害者保健福祉手帳1級を持っている在宅の人
- ・療育手帳のAを持っている在宅の人



(2)日常的に支援を必要とする人

- ・介護認定で要介護3以上の認定を受けている在宅の人
- ・満75歳以上の高齢者で、一人で住んでいる人
- ・満75歳以上の高齢者だけで住んでいる世帯

(3)その他市長が必要と認める人

前記に掲げる人のほか、災害時に自力での避難が難しく支援が必要と認められ、かつ、本人が地域の支援を希望する人

◆避難支援者について

登録を希望される人は、いざという時に支援が受けられるよう、原則として、ご近所の人の中等からご本人の了解を得て、2名以上の避難支援者をお願いしてください。

なお、避難支援者を見つけることが困難な方でも登録は可能ですので、ご相談ください。



■登録を希望される人は、「登録申請書」に必要事項を記入し、
福祉総務課に提出していただく必要があります。

【お問合せ先】

八幡市 健康福祉部 福祉総務課 Tel. 075-983-3058